

佐賀大学医学部附属病院エイズ診療従事者研修受入規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地域の医療機関の医師、歯科医師及び看護師等医療技術者に対し、エイズ診療に関する知識及び医療技術についての研修を行い、地域におけるエイズ診療の充実を図ることを目的として、佐賀大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において行うエイズ診療従事者研修（以下「研修」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第 2 条 研修を受けようとする者は、別紙様式第 1 の申請書に、履歴書、健康診断書及び所属医師会会长若しくは所属歯科医師会会长又は所属長の推薦書を添え、病院長に申請するものとする。

2 前項の申請は、研修開始日の 1 ヶ月前までに行うものとする。

(許可)

第 3 条 病院長は、前条の申請があった場合、本院の診療業務に支障がないと認めたときは、当該診療科長、中央診療施設等の部長又は看護部長等（以下「当該診療科長等」という。）の同意を得て、期間を定めてその研修を許可することができる。

(指導者の選任)

第 4 条 病院長は、前条の規定により研修を許可したときは、指導者を定めるものとする。

(研修期間)

第 5 条 研修の期間は、原則として連続する 5 日間とする。ただし、必要がある場合には日数を変更することができる。

(研修修了証書の発行)

第 6 条 病院長は、研修の修了後、別紙様式第 2 の研修修了証書を発行するものとする。

(研修料)

第 7 条 第 3 条により研修を許可された者（以下「研修生」という。）の研修料の日額は、国立大学法人佐賀大学料金規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 2 条に規定するとおりとする。

(研修料の納付)

第 8 条 研修料は、研修開始の前日までに納付しなければならない。

2 納付された研修料は、原則として返還しない。

(研修の辞退)

第 9 条 研修生が研修を辞退しようとするときは、当該診療科長等を経て、病院長に願い出なければならない。

(規則の遵守)

第 10 条 研修生は、佐賀大学が定める諸規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第 11 条 研修生が前条の規定に違反し、又は研修を受ける者としてふさわしくない行為

があったときは、病院長は、研修の許可を取り消すことができる。

（診療及び研究への参加等）

第12条 研修を受ける医師及び歯科医師は、当該診療科長等の監督を受け、指導者の指導の下に、病棟回診、症例検討会その他の研究会に参加することができる。

2 研修を受ける医師及び歯科医師は、指導者の実地指導の下に自らが紹介した患者の診療に参加することができる。

3 研修を受ける看護師等医療技術者は、当該診療科長等の監督を受け、指導者の指導の下に、病棟見学及び実習等を行うことができる。

（診療報酬の帰属）

第13条 研修を受ける医師及び歯科医師が診療を行うことにより生じた全ての診療報酬は、本院に帰属する。

（損害賠償等）

第14条 研修生は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、研修を受ける者の受入れに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別紙様式第1

平成 年 月 日

佐賀大学医学部附属病院長 殿

氏 名
免許の種類・番号

エイズ診療従事者研修受入許可申請書

下記のとおり貴院で研修したいので、受入れを許可くださるようお願いします。
なお、受入れを許可された上は、貴大学のエイズ診療従事者研修に関する規程その他の
諸規則を遵守し、指導者の指示に従うことを誓約します。

記

1 研修種類

2 研修診療科等

3 研修期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

研修修了証書

氏 名

昭和 年 月 日生

佐賀大学医学部附属病院において、エイズ診療従事者研修プログラムに

則り平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日までの期間所定

の研修を修了したことを証する

佐賀大学医学部附属病院長

病院長名

印